

様式 1

オキシダントに係る緊急時の措置実施計画（変更・廃止）届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者

電話

FAX

埼玉県大気汚染緊急時対策要綱第7第2項の規定により、オキシダントに係る緊急時の措置の実施計画を作成（変更・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
緊急時の電話番号	
緊急時のFAX番号	
緊急時の措置実施計画	別紙のとおり

備考1 緊急時の電話番号及びFAX番号は、緊急時の発令又は解除を行った時に、必要な措置を講ずるように協力を求め、若しくは命令等を行う場合に使用する。

2 廃止に当たっては、「緊急時の措置実施計画」の欄の「別紙のとおり」を削除し、当該計画を廃止した旨を記載すること。

別紙

緊急時の措置実施計画

ぱい煙発生施設の種類				平均削減率 (%)
バーナーの燃料の燃焼能力(l/h)				
A 夏期1時間当たりの通常燃料使用量(l/h)				
B 削減に準ずる措置		内容		
		みなし削減率(%)		
緊急時におけるぱい煙削減計画	予報時	C 燃料使用量(l/h)		
		削減率(%) = $100 - (100 - B) \times C \div A$		
	注意報時	C 燃料使用量(l/h)		
		削減率(%) = $100 - (100 - B) \times C \div A$		
	警報時	C 燃料使用量(l/h)		
		削減率(%) = $100 - (100 - B) \times C \div A$		
重大緊急報時		C 燃料使用量(l/h)		
		削減率(%) = $100 - (100 - B) \times C \div A$		
参考事項				

- 備考 1 計画は、ぱい煙発生施設ごとに記入する。ただし、ぱい煙発生施設が多数にあり、この用紙に書ききれない場合は、合計だけを記入し、明細を別紙としてもよい。
- 2 要綱別表4中の重油換算は、重油100l当たりが液体燃料は100lに、ガス燃料は16m³に、固体燃料は16kgにそれぞれ相当するものとして本計画に記載すること。
- 3 要綱別表7中の燃料使用量の削減に準ずる措置を行う場合は、その措置の内容を各相当欄に記載すること。また、窒素成分の少ない燃料への転換と窒素酸化物の排出量の少ない燃焼方法への転換を併用する場合にあっては、それぞれの削減率の和をみなし削減率とする。
- 4 夏期の1時間当たりの通常燃料使用量は、4~10月の13~16時における1時間当たりの予定使用量とする。
- 5 夏期に交互使用する複数の施設である場合は、燃焼能力が大きい方の施設について記載し、交互使用する旨を参考事項に記載すること。
- 6 ボイラーについては、燃料の燃焼能力を記載すること。
- 7 削減が困難な施設は削減率の欄に「対象外」と記載し、理由を参考事項に記載すること。